

昭和三十五年五月二十六日提出
質問第一一 号

長野県更埴市の境界変更に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年五月二十六日

提出者 安井吉典

衆議院議長 清瀬一郎 殿

長野県更埴市の境界変更に関する質問主意書

長野県更埴市は、昭和三十四年六月、町村合併により市となったものであるが、その後同市の一部において隣接の大岡村との間に境界変更の動きが起き、現在同市では争論が絶えない状況にある。

一 いま問題となつている境界変更の争論のあつせん又は調停は、長野県町村合併調整委員の新市町村建設促進法第二十七条の二第一項の規定による当然の権限事項でないと思うが、政府の考えはどうか。もし同法同条による当然の権限事項であるとすれば、その理由いかに。

二 この境界変更の法的処理は、新市町村建設促進法第二十七条の二の規定によるべきものでなく、地方自治法第七条の規定によるべきものと考えられるが、政府の見解はどうか。もし前者の規定が根拠法規であるとの見解であるとすれば、その理由いかに。

三 この更埴市の旧稲荷山町の地域がその中のごく一部の地域を飛地の状態で残し、更埴市を離

れて背後の高い山陵で接する大岡村と合併することは、地勢、交通、経済事情その他より、合理的であると考えるが、どうか。

四 政府は、現在同市に起きているこの事態につき十分現地調査を行なったことがあるか。そして、この件に対しどのような対策を講ずるつもりか。

右質問する。